

# 飲食店への巡回指導

## 要請に対応しない店舗に対する対応状況 (令和3年度)

**まん延防止等重点措置**  
(令和3年4月12日～5月22日)

【飲食店等への要請】措置区域、措置区域外  
◆営業時間短縮要請5時から20時  
(酒類は11時から19時まで、カラオケ設備の提供自粛)

**緊急事態措置**  
(令和3年5月23日～9月30日)

【飲食店等への要請】沖縄県全域  
◆休業要請(酒類・カラオケ設備の提供停止)  
◆営業時間短縮要請5時から20時  
(酒類・カラオケ設備の提供停止)

**まん延防止等重点措置**  
(令和4年1月9日～2月20日)

【飲食店等への要請】沖縄県全域  
◆営業時間短縮要請5時から20時  
◆「感染防止対策認証店」は営業時間5時から21時(酒類の提供は11時から20時、カラオケは感染対策を徹底)

(1) 店舗への協力要請  
(特措法第45条2項)

事前通知 125 店舗

事前通知 566 店舗

事前通知 507 店舗

(2) 状況確認 (同第45条2項)

弁明通知 15 店舗

弁明通知 255 店舗

弁明通知 166 店舗

(3) 命令 (同法第45条3項)

命令 14 店舗

命令 246 店舗

(4) 命令違反の確認

(※令和3年5月23日より緊急事態措置へ移行した為、まん延期間中に複数回の命令違反を確認出来ず)

(※令和4年2月20日でまん延防止等重点措置が解除された為、まん延期間中に命令の発出まで至らず)

(5) 裁判所に命令違反を通知  
(過料の通知)

過料通知 220 店舗  
(26店舗は命令に従った事を確認)

(6) 過料決定

過料決定 205 店舗 (15万円2件、20万円4件、25万円199件)  
不処罰14店舗(証拠不十分2件、手続きに瑕疵12件)・終了1店舗